

日本ボーイスカウト神奈川連盟横浜地区 横浜第125団規約(改正)

第1条 (名称および本部)

本団は、日本ボーイスカウト神奈川連盟横浜地区横浜第125団(以下「本団」という)と称し、その本部を団委員長宅に置く。

第2条 (目的および運営)

運営は、日本連盟教育規定の目的及び方針に従い、スカウト運動の健全な育成、ならびに円滑な運営をはかることを目的とする。

第3条 (組織)

本団は、地域有志の後援、およびスカウトの保護者によりなる育成会によって維持され、団委員会、およびビーバー・カブ・ボーイ・ベンチャーならびにローバーの各隊(以下「各隊」という)をもって構成する。

第4条 (各隊隊員)

各隊隊員(以下「スカウト」という)は、横浜市緑区の近隣地域在住者を原則とする。

第5条 (入団および転入)

(1) 本団に入団を希望する者は、*小学一年生以上の男女で、保護者がボーイスカウト運動を理解し、入隊の同意を得た者であること。

*満6才以上(年長)から小学校一年生入学までの入団は、仮入団とする。

(2)他団からの転入・途中入隊者は、当該隊長の意向を確認し団委員長が決定する。

第6条 (団委員)

本団の団委員は、育成会により選任され、育成会長が任命する。

①団委員長は、団委員の互選とする。

②団委員の任期は、1年とし再選を妨げない。

第7条 (団委員会)

団委員会は、本団の運営に関する責任を持ち、その役目は次の通りとする。

① 団の資産を管理する。(資産の管理、および団ハウス、器材の管理)

② 育成会よりの財政的支援を受けつつ、団の財政に関する責任を持つ。

③ 集会場の確保、団の備品管理、および夏期野営実施に関し便宜を提供する。

④各隊指導者の選任を行う。

また、各隊指導者が各種訓練に参加することができるよう援助する。

⑤入・退団者の管理と団の加盟登録に関する責任を持つ。

⑥スカウト運動の主旨の普及に努める。

日本ボースカウト神奈川連盟横浜地区
横浜第125団規約(改正)

第8条 (団会議)

- (1)本団は、団の教育訓練に関する事項を協議するために、団委員長、副団委員長、および団内各隊の隊長。ならびに副長によって構成される団会議を開催する。
- (2)団委員長は、団会議を招集し、また議長を務める。

第9条 (活動および会計年度)

本団の活動および会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条 (育成会への報告)

団委員長は、総会の決議した事項、その他必要事項を遅延なく育成会に報告すると共に、日頃より育成会へ理解、協力を得られるように努力すること。

第11条 (財政)

本団の財政は、次の通りとする。

- ①本団の運営に必要な資金は、育成会から補助金、スカウトの保護者の負担(会費および行事参加時の臨時参加費)、およびその他の収入により調達する。
- ②スカウトの保護者の負担については、別途「横浜第125団団会計規約」に定める。
- ③本団の運営上特に必要のある場合は、団委員会の議決により、特別会計を設けることができる。

第12条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、団委員会の議決を経て、総会において決定する。

第13条 (規約に定めない事項)

本規約に定めない事項については、教育規定の該当事項を準用する。

第14条 (規約の施行)

本規約は、平成27年4月1日より施行する。